

大規模災害時における支援活動に関する協定書

吉野川市

徳島県建設労働組合吉野川支部

大規模災害時における支援活動に関する協定書

吉野川市（以下「甲」という。）と徳島県建設労働組合吉野川支部（以下「乙」という。）は、吉野川市で発生した大規模災害への支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な災害が発生した場合において、乙に所属する組合員の労力、知識及び建設資材（以下「労力等」という。）を結集して、迅速な災害対応を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

（大規模な災害の定義）

第2条 甲が認定した災害をいう。

（支援の要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、乙に所属する組合員が有している労力等の支援が必要と認める場合は、乙に対して、支援を要請する。

- 2 前項の支援要請は、原則として文書（様式第1号）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請し、事後に文書を提出するものとする。

（支援活動の内容）

第4条 甲の災害対応を支援するため、乙は、甲からの要請に基づき、次の支援を実施する。

- (1) 避難所等の設営に係る工作物の設置や軽微な補修・復旧など市の災害対策本部から指示された応急・復旧作業
- (2) 乙が知覚した被害情報の提供
- (3) その他甲が必要と認める応急・復旧作業

（支援活動の報告）

第5条 乙は、支援活動が完了した場合は、速やかに文書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（連絡責任者）

第6条 支援活動に関する事項の伝達ならびにこれに関する連絡の確実及び円滑を図るため、あらかじめ甲乙共に連絡責任者を定めて文書（様式第3号）により報告するものとする。

（支援活動に伴う費用）

第7条 この協定に基づく支援内容のうち、人件費・交通費及び燃料費等の支援活動に伴う諸費用については無償を基本とする。ただし、建設資材に要する費用については、甲乙協議のうえ定め

る額を甲が負担する。

(費用等の請求)

第8条 乙は、第7条に規定する費用を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払い)

第9条 甲は、前条の規定により請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用を速やかに支払うものとする。

(協定の効力及び更新)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとし、以降もこれと同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、都度、甲乙協議して定めるものとする。

(施行)

第12条 この協定は令和4年8月24日から施行する。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙署名のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 4年 8月 24日

甲 吉野川市

吉野川市長

原井 敬

乙 吉野川市川島町桑村 2442 番地

徳島県建設労働組合吉野川支部

支部長

石川 大男

活

1

作

作

作

指

注

大規模災害時支援活動要請書

徳島県建設労働組合
吉野川支部長 様

次のとおり支援活動を要請しますので、速やかに活動（作業）に着手してください。

吉野川市長

活動依頼日	年 月 日			
作業名				
作業場所				
作業依頼課		担当者名		連絡先
作業概要				
指示事項				
注意事項	作業途中で2次災害の危険が生じたときは、直ちに作業を中断し、作業従事者及び付近住民への危険回避措置を行うとともに、市担当課へ連絡し、指示を仰ぐこと。			

大規模災害時支援活動完了届

吉野川市長 様

次のとおり支援活動（作業）を完了しましたので、関係書類を添えて届け出ます。

徳島県建設労働組合吉野川支部長

活動完了日	年 月 日
作業名	
作業場所	
作業概要	
作業経過	
備考	

連絡先

担当部

役職・氏

電話番

FAX

Eメール

担当部

役職・氏

電話番

FAX

Eメール

(目的外)

「大規模

連絡責任者届

連絡先(窓口責任者)

	第1連絡先
担当部署	
役職・氏名	
電話番号	
FAX	
Eメールアドレス	

支部長

	第2連絡先
担当部署	
役職・氏名	
電話番号	
FAX	
Eメールアドレス	

(目的外使用禁止)

「大規模災害時における支援活動に関する協定書」に記載する事項以外には利用しないこと。